

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 4 月 3 日現在

機関番号：13901

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2013

課題番号：24730054

研究課題名(和文)住居等侵入罪の研究

研究課題名(英文)Studies in the Crime of Breaking into a Residence

研究代表者

斎藤 彰子 (SAITO, AKIKO)

名古屋大学・法学(政治学)研究科(研究院)・准教授

研究者番号：70334745

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,000,000円、(間接経費) 300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究によって、刑法130条の定める住居等侵入罪の要素、つまり客体(「人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船」と行為(「侵入し」)の意義を理論的に分析し、(1)「看守」が認められるための条件は何か、(2)「住居」、「邸宅」、「建造物」の共用部分等にも適用されるのか、(3)行為者が「侵入し」たか否かを判断する際に、誰のどのような意思が考慮されるべきか、等を明らかにすることができた。

研究成果の概要(英文)：Through working on this study, I could achieve the theoretical analysis of the elements of the crime of breaking into a residence (Art. 130, Penal Code), that is, the objects ("a residence of another person" and "the premises, building or vessel guarded by another person") and the act ("break"), and have clarified, for example, (1) what requirements are to be satisfied, to say "guarded by another person", (2) whether the Article is to be applied to the spaces for common use of "a residence", "premises" or "building" etc., (3) whose and what will is to be considered, in order to judge if s/he has committed "break"ing.

研究分野：刑法

科研費の分科・細目：法学・刑事法

キーワード：住居侵入罪

1. 研究開始当初の背景

住居等侵入罪は、「正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入」することによって成立する。その成否に関し、学説上古くから関心を集めながら、必ずしも理解の確立されていない問題が、たとえば(1)実行行為たる「侵入」の有無を判断するに際して考慮すべき、居住者・管理者の「意思」如何、すなわち、「侵入」とは住居権者・管理権者の意思に反する住居等への立入りをいうとされるところ、そこで考慮される「意思」に何らかの制約は必要なのか、また、複数の住居権者・管理権者が併存する場合において、誰の「意思」を考慮すべきなのか、あるいは(2)「侵入」の対象に関して、集合住宅の共用部分や敷地などは、そもそも同罪の客体たりうるのか、たりうるとして、条文上の「住居」、「邸宅」、「建造物」のいずれに該当するのか、さらには(3)客体のうち「邸宅」、「建造物」、「艦船」については、条文上、人が「看守」していることが必要であり、従来一般に「看守」とは「人が事実上管理・支配」していることをいうと解されているところ、駅舎、官公署の庁舎、店舗のように、日中は、事実上、不特定多数人が自由に入出りできる場所につき、「看守」を認めうるのか、という点であった。

これらの問題に関して、近年、注目すべき判例が出されたが、その判断は、総じて、必ずしも理論的な根拠を明らかにしないままに処罰を拡張する傾向にある面が否めなかったのみならず、(2)「侵入」の対象に関して、最判平21・7・13刑集63巻6号590頁が、X警察署のいわゆる覆面パトカーの車種やナンバーを確認しておきたいと考えた被告人が、同署の東側コンクリート塀によじ上って、同署の中庭を見たという行為につき、被告人には、当該塀によじ上った当時、塀の内側に下りてX署の敷地内に入り込む意思は有していなかったにもかかわらず、建造物侵入罪の成立を認めたため、あらたな問題が提示されるに至った。こうして、上記(1)から(3)の諸点について、近時の判例に現れた事案を手がかりに、従来の判例・学説を見直し、検討する必要性が高度に認められる状況にあった。

2. 研究の目的

研究開始当初の上記背景を踏まえ、前記(1)～(3)の諸点について、近時の判例に現れた事案を手がかりに、従来の判例・学説を改めて見直し、理論的な検討を行うことによって、たとえば集合住宅の共用部分やその敷地、駅舎、官公署の庁舎、店舗のような、ある程度開かれた場所への立入りについて、住居等侵入罪の成立が、なぜ、どのような場合に認められるのか、という点を明らかにすることが、本研究の最も重要な目的である。

3. 研究の方法

前記の諸点については、従前から判例・学説の蓄積されてきたところではあるが、加えて、あらたな判例・裁判例の出現と、その動向に対応する形で生じた学説における議論の変動が見られたことから、住居等侵入罪の成否が問題となった近時の判例に現れた事案を手がかりに、従来の議論を検証するとともに、あらたな判例の動向に対応する近年の議論も参照しながら、集合住宅の共用部分やその敷地、駅舎、官公署の庁舎、店舗のような、事実上ある程度開かれた場所への立入りについて、なぜ、どのような場合に、同罪が成立するのか、という問題を研究した。研究方法の基本的スタンスは、わが国の刑法典130条に定められている住居等侵入罪の解釈問題を対象とする研究目的に照らし、わが国の判例・文献を検討対象とするものである。

4. 研究成果

(1)「看守」について(後掲論文①で成果公表)

これまで判例上、「看守」の意義は、「人が事実上管理・支配すること」と定義されてきたが、そこにいう「事実上の管理・支配」の内実は必ずしも自明ではなく、現に「看守」が認められた実際の事例における「事実上の」管理・支配の程度、あり方、とりわけ、無用な者の立入りを防止する効果の程度は多様であり、裁判例の中には、現実の管理・支配の状況を事実認定として必ずしも明確に摘示することなく、抽象的、観念的な管理権の及ぶ場所であることからただちに「看守」を肯定するかのように読めるものもみられ、この点について、学説上批判が向けられている。

他方で学説上、「看守」の意義について意識的に論じた文献はあまり多くないが、それらを分析した結果、立入り防止の実効性をどの程度要求するかについては立場の相違がありうるが、いずれにせよ、「看守」を、立入り禁止と結びつけて理解している点において、共通性があることが判明した。その根底にあるのは、「看守」が、邸宅・建造物・艦船が住居等侵入罪の客体として保護の対象となるための要件であるところ、同罪の実行行為が、住居等への正当な理由のない立入りであることから、そのような立入りから保護すべき客体と認められるためには、正当な理由のない立入りを防止するための何らかの措置が講じられていること、あるいは、少なくとも立入りを禁止する意思が客観的に表示されていることを要求するべきである、という発想である。

しかし、判例・学説が一般的に前提としている住居等侵入罪の保護法益は、住居等に誰の立入りを認めるかの自由、ないしは、一定の空間・領域に対する支配権、住居等の自由な支配・利用の利益であって、それに従うかぎり、「看守」の意味を、立入り禁止と結びつけて解することに、論理的な必然性を見出す

ことはできなかった。たしかに、「看守」は、邸宅、建造物、艦船が、住居等侵入罪の客体として保護の対象となるための要件であるから、それを具備することによって、邸宅等につき、その管理者に、誰の立入りを認めるかの自由、正当な理由のない立入りから保護すべき支配・利用の利益(すなわち、住居等侵入罪の保護法益)が肯定されることとなるような内実を有するものであることが必要である、という帰結までは導き出せる。つまり、邸宅等が、その管理権者に、誰の立入りを認めるかの自由、正当な理由のない立入りから守られるべき支配・利用の利益を保護すべき場所といえるための要件が、「看守」である。しかし、そうだとすれば、一定の目的・機能を有するものとして存在し、実際にその目的に従って日常的に利用されている空間は、その目的・機能に適った利用・支配が保護される必要性、すなわち、当該建物等の目的・機能からして正当な理由のない立入りから保護される必要性、そのような立入りを拒否する自由を保護する必要性が認められる点において違いはないのであるから、邸宅等が、一定の目的・機能を有するものとして存在し、実際にその目的に従って日常的に利用・支配されている状況が存在する場合には、住居等侵入罪で保護すべき法益の存在が認められることとなる結果、「看守」を肯定することができるという結論になる。

敷衍していえば、住居以外の建物等の有する機能・目的が、住居の有するそれらに比べて、一般的、典型的に要保護性が低いということではできず、使用目的が起臥寝食ないしは日常生活であるか、それとも、それ以外であるかで、正当な理由のない侵入から保護する必要性自体において、典型的な差異を見出すことは不可能であった。現行法の立場は、「住居」は、その機能・利用目的について、起臥寝食のための場と解するか、それともより広く日常生活に使用される場所と解するかについては争いがあるものの、いずれにせよ、その定義上、一定の機能、目的を有するものとして存在し、実際にその目的に従って日常的に利用・支配されていると認められる場所であることから、その利用者・支配者である居住者に、誰の立入りを認めるかの自由、正当な理由のない立入りから保護すべき支配・利用の利益が当然に認められるといえる場所であるがゆえに、一律に正当な理由のない立入りから保護することとしているのに対して、住居以外の建物等については、その機能・目的、実際の使用・管理の状況が様々でありうるので、正当な理由のない立入りから保護するに値する支配・利用の状態が存在するといえるかどうかを、実際に立入りの対象となった客

体ごとに具体的事情に即して判断するために、「看守」という要件を付しているのである。当該建物等が、一定の目的のために日常的に使用されている場合であっても、住居に比して、その目的に照らして正当な理由のない「侵入」から保護される必要性が典型的に低いとして、さらなる要件として立入りを阻止する客観的措置を不可欠のものとして要求することには、十分な理論的な根拠が伴っていないというべきである。

むしろ、住居に限らず、一定の目的のために日常的に使用されている建物については、その目的に合致するように人の立入りを制限・禁止することは必要かつ合理的なことであるから、建物が一定の目的のために日常的に使用されている場合には、その目的に沿わない立入りは禁止されていると見るのが、原則であると考えなければならない。そのような立入りの制限・禁止が客観的に表示され、あるいは、それを客観的に担保する人的・物的設備が施されていない限り、誰でも自由に立入ってよいのを原則として「侵入」からの要保護性＝「看守」を認めない、とする考え方は成り立たないというべきである。

もちろん、当該建物等の機能・目的は、ケースごとに相違が存するが、その相違は、その機能・目的に照らして立入ることが認められる(住居権者、管理権者がその立入りを甘受すべき)人の範囲について広狭の差をもたらすだけであって、その立入りを甘受させられるいわれのない人の立入りから保護される必要性それ自体の有無の差をもたらすことはない。すなわち、当該場所が純然たるプライベートな場所であるということは、住居権者の立入拒否の意思が、たとえ恣意的なものであっても(部外者との関係では)制約を受けないのに対して、公共性を帯びる場所については、その性質・機能に応じて、管理権者の立入拒否の意思が制約を受けるといえる違いをもたらす限りでのみ、意味を有する。

また、「看守」という文言の言葉の意味からしても、その意義を立入禁止と結びつけて解する必然性は存在しない。日常的な使用のなかで、当該空間に対して監視の目が及んでいるといえる状況があれば、「看守」を肯定する、という解釈は、見守る、番をするという看守の意味からしても、問題なく可能な解釈である。

以上の解釈論的帰結に対し、住居等侵入罪においては、立入りを禁止する住居権者等の純粋な主観的意思が保護されることとなるのではないかとの批判がありうる。しかし、本罪で保護対象となっているのは、あくまでも、正当な理由のない立入りから保護するに値する、一定の空間に対する支配・利用、言い換えれば、正当な理由なく立ち入れることな

く一定の空間を支配・利用する利益であり、そのような利益が認められるためには、言い換えれば一定の空間に対する支配・利用が正当な理由のない立入りから保護するに値するといえるためには、そのような立入りを防止する何らかの措置が講じられていたことは必ずしも要しない、という解釈に不合理はない。批判者のように、ある利益が法益として侵害から保護するに値するといえるために、その利益の主体が、自ら利益を侵害から守るための一定の措置を講じていることが要求されるという思考は、決して犯罪論上一般的なものではなく、そのような特殊な思考を住居等侵入罪についてのみ採用する理由はない。

(2)「囲繞地」が住居侵入罪の客体に含まれる根拠、要件(後掲論文②で成果公表)

「囲繞地」の概念・要件について、学説における議論はこれまでほとんどなく、多くは判例の示した定義を無批判に採用している。それによれば、「囲繞地であるためには、その土地が、建物に接してその周辺に存在し、かつ、管理者が外部との境界に門扉等の囲障を設置することにより、建物の附属地として、建物利用のために供されるものであることが明示されていればたり」、囲障設備の程度としては、「外部との交通を阻止しうる程度の構造を有するもの」であることを要する。すなわち、そこでは、①当該土地が建物に接してその周辺に存在すること、②外部との境界に門扉等の囲障が設置され、外部との交通が制限されていること、③当該土地が建物利用のために供されるものであること、および、④③が明示されていること、の4点が「囲繞地」の要件であるとされていた。

しかし、そこでは、建物の周囲の土地もまた住居等侵入罪の客体として保護される根拠に遡って考える視点が欠けていた。そのような視点からすると、建物自体のみならずその周囲の敷地もまた、一定の要件のもとで、同罪の客体に含まれることを正当化するためには、建物のみならず土地についても、等しく正当な理由のない「侵入」から保護すべき利益が認められる、という根拠を示すことが必要となった。結論として、建物のみならず土地についても、それが一定の目的・機能を有するものとして存在し、現に当該目的・機能に従って日常的に利用・支配・管理されている場合には、そのような目的・機能からして正当な理由のない「侵入」から保護する必要性が認められる点において、違いはないことを導き出した。したがって、一般に、「囲繞地」の要件とされてきた、当該土地が「建物利用のために供されるものであること」とは、(a)敷地自体については独自の利用目的は存在せず、もっぱら建物内部の平穏・利用・支配等を守るために設けられた、部外者の立入りが禁止

された区域としての機能を有する場合のほか、(b)敷地自体について一定の利用目的が認められる場合も含む、と解されるべきこととなる。ただし、現行法上、土地単独では保護の対象とされておらず、客体が、「住居」、「邸宅」、「建造物」、「艦船」と定められていることからすれば、あくまでも、建物内部の空間が本来的な保護の対象であり、土地は、本来的な保護の対象である建物に付属しこれと一体をなすものとして保護の対象となるにすぎないと、という解釈に正当性がある。

そして、ある土地が建物に付属し、一体をなすものとして保護の対象となるための条件は、その土地が、建物と一体となって、正当な理由のない立入りから保護されるべき一つの空間を形成しているといえるような構造を有するものであることである。具体的にいうと、まず、当該土地が単に平面として、他の土地や公道等から区別されているというだけではたりず、空間として、外部の空間から仕切られ、遮断されていることが必要であり、そのためには、単に、当該敷地と他の土地あるいは公道との境界が明らかにされているというのではたりず、外部の空間との間を容易に行き来することができない構造になっていることが必要である。それゆえ、結論的には、敷地を囲む囲障設備は、外部との交通を制限しうる程度の構造を有するものであることが必要といえる。もっとも、「外部との交通を制限しうる程度」の意味については、本来的な保護客体である建物との均衡上、土地の全周囲が囲繞されていることまでは必要とされない。たとえば、正当な用務を帯びて来る者の便宜のため、人が出入りできる程度の開口部が存在し、そのために、事実上、人が自由に立入ることができた事実があったり、さらには、本来的な目的・機能からは外れる一定の立入りが黙認されていた事実があったりしても、それだけでただちに、「囲繞地」性が否定されることにはならない。

上の意味で外部から仕切られ、遮断された土地の空間が、建造物内の空間に付属し、これと一体となって一つの空間を構成するものとして、一体として130条の保護の対象となるための条件は、①物理的に、敷地が建物に接してその周辺に存在すること、すなわち、建物内の空間と敷地の空間が物理的に連続していることと、②機能的に、敷地が建物に付属するものとして、建物と一体として利用に供されていること、したがって、一体としてその平穏、あるいは、利用・支配・管理、ないしは、誰の立入りを認めるかの自由を保護する必要性が認められることである。②の条件が満たされる状況としては、既述のように(a)または(b)の両方がありうるが、ただし他方で、現行刑法においては、あくまでも、建物

が本来的な保護の対象であり、土地は、本来的な保護の対象である建物に付属し、これと一体をなすものとして保護の対象となるにすぎないことからすれば、たとえばゴルフコースとクラブハウスのように、いわば土地が「主」で建物が「従」の関係にあるときには、土地が建物に付属し、これと一体として利用に供されているという関係は認められず、そのような場合には「囲繞地」性を肯定できる限界を超えることとなる。

(3) 客体に関する特殊問題について(後掲論文③で成果公表)

①まず、居住用建物の「囲繞地」についての検討の成果を述べる。言葉の日常用語的な意味としては、「住居」ということも「邸宅」ということも可能であるため、130条の解釈としては、「住居」については「看守」の要件が付されておらず、正当な理由のない立入りから無条件に保護されることとなっているのに対して、「邸宅」については「人の看守」が認められる場合にのみ、正当な理由のない立入りから保護されるにすぎないこととなっていることに鑑みて、それぞれの意義、両者の違い・区別を踏まえる必要がある。それは、既に本研究により明らかにしたとおり、「住居」というのは、その機能・利用目的については争いがあるものの、いずれにせよ、その定義上、一定の機能・目的を有するものとして存在し、実際にそのような目的に従って日常的に利用、支配されていると認められる場所であることから、その利用者・支配者・管理者である居住者に、誰の立入りを認めるかの自由、正当な理由のない立入りから保護すべき支配・利用の利益が当然に認められるといえる場所であるがゆえに、一律に、正当な理由のない立入りから保護されることとなっているという視座であり、そうすると住居とは異なり、「人の看守」が存在する場合にのみ正当な理由のない「侵入」から保護されるにすぎない「邸宅」というのは、その定義上当然には、その管理者に誰の立入りを認めるかの自由、正当な理由のない立入りから保護すべき支配・利用の利益を認めることができるわけではない場所を指すことになる。

具体的には、住居として現に使用されている建物に付属し、それと一体として住居の用に供されている場所については、「住居」と同じく、その定義上当然に、一定の機能・目的を有するものとして存在し、実際にその目的に従って日常的に利用・支配されていると認められる場所ということになるので、「看守」を必要とする「邸宅」ではなく、「住居」に含まれると解すべき結論に至る。したがって、「邸宅」とは、住居の用に供される目的で作られた建造物のうち、現に住居に使用されていないものをいうとする解釈を導き出すことが

できる。このような考え方によれば、区画された同一の敷地内に現に住居に使用されている居住用建物(いわゆる集合住宅を含む)が複数存在する場合も、当該区画内が主として居住者の利用に供されていると認められれば、共用部分および「囲繞地」は、「邸宅」ではなく「住居」に該当すると解すべきこととなる。

上の解釈からすると、現に住居に使用されている居住用建物の「囲繞地」(および共用部分)は「住居」ということになるので、そもそも「看守」の有無の問題は生じないが、かりにこれらを「邸宅」あるいは「建造物」にあたるとして「看守」の有無を問題にするとしても、「囲繞地」(および共用部分)もまた、居住用建物の内部の空間(集合住宅の居室部分)と同じく、それと一体として、主として居住者によって日常的に利用されており、そのような日常的な利用のなかで、これらの場所に対して監視の目が及んでいるといえるので、これもまた既に本研究により明らかにしたとおり、「看守」は問題なく認められることとなる。他方、「邸宅」は、現に住居として使用されていない居住用建物およびその「囲繞地」であるから、「看守」が認められるためには、管理権者が、正当な理由のない立入りを禁止する意思を有し、かつ、そのような立入りを防止しうる具体的措置を講ずることによって、建物等を支配・管理している事実が必要となる。

②次に、「建造物」の「囲繞地」が、「建造物」に含まれるか否かについての検討の成果を述べる。「住居」であれ「邸宅」であれ「建造物」であれ、一定の目的・用途を有するものとして存在し、現にそのような目的・用途にしたがって、日常的に利用・支配・管理されている場合には、当該目的・用途からして正当な理由のない「侵入」から保護すべき必要性において、類型的・一般的な相違は見出されない。したがって、これは、もっぱら、文言解釈の限界の問題である。要するに、既に本研究により明らかにした「囲繞地」の要件をみだす付属地であれば、建物内部の空間と一体をなす1つの空間を構成するものとして、建物と一体として「建造物」と呼ぶことに、「建造物」という言葉の使い方として無理があるかということであり、結論としては、それは全く無理であるとまではいえない。

③さらに、建物の屋根の上の空間についての検討の成果を述べる。端的にいえば、そのような空間は、(建物内部の空間の延長として、主として建物内部から利用することが予定された屋上を形成している場合を除いて)建物自体の空間とはいえない。しかし、通常の歩行では乗り越えられない高低差ゆえに、それ自体が、外部空間から遮断された空間といえる。したがって、建物利用のために供される空間と認められる範囲内で、外界から区別さ

れた、建物内の空間と一体をなす空間たる「囲繞地」として、130条の客体に含まれる。

④最後に、「囲繞地」の周囲の囲障設備に上る行為についての検討の成果を述べる。当該囲障設備自体が「建造物」と認められる構造を有するものでない限り、住居等侵入罪の成立を肯定する結論を正当化することは困難である。なぜなら、囲障設備もまた同罪の客体に含むと解する場合には、囲障設備自体について、正当な理由のない「侵入」から保護すべき利益が認められることが必要となるが、囲障設備は、通常、まさにそれによって囲まれ、外部から区画された内部の空間における利益を、外部からの干渉、すなわち、「侵入」から守るためのものであって、囲障設備自体については、外部からの干渉から守られるべき利益を観念することは不可能だからである。

(4)「侵入」について(本年中に論文公表予定)

従来の判例の有り様をまとめると、立ち入る者の真意を知っていたら立入りを認めなかったであろう場合には住居等侵入罪が成立するとし、一般人に開放されている場所、事実上自由に立ち入ることが可能な場所に、違法目的を隠して、外見上は他の利用者とは何ら異なる平穏な態様で立入る行為、あるいは、違法目的を隠して、住居権者ないしは管理権者の承諾を得て立ち入る行為について、広く住居等侵入罪の成立を肯定してきたことができる。これに対しては、かねて学説上、判例の判断の仕方では、住居等侵入罪においては、一定の人を立ち入らせたくないという純然たる意思が保護されることとなるとの批判が存在する。ここでの対立点、解決すべき問題は、同罪において保護の対象となっている自由の具体的中身を如何に解するかという、同罪の保護法益の理解如何である。

既に本研究により明らかにしたとおり、同罪の処罰根拠は、一定の性格・設置目的・用途を有するものとして存在し、現にそのようなものとして日常的に利用されているがゆえに、そのような性格・設置目的・用途からすれば正当な理由のない立入り、許諾権者として正当に拒否しうる立入りから保護されるべき客観的利益が肯定され、それが侵害された点にある。そうだとすれば、立入り対象たる建物の性格・設置目的・用途からして正当な理由のない立入りであるがゆえに、客観的には、上記の客観的利益が侵害される場合において、被害者の同意があるがゆえに、「侵入」該当性が否定されるといえるための条件としては、被害者が当該立入りによって上記客観的利益が侵害されるということ、すなわち、当該立入りは、立入り対象たる建物の性格・設置目的・用途からして正当な理由のない立入りであることを認識しつつ、立入りに同意したことが必要となる。したがって、違法目

的を隠して、正当な理由のある立入りを装って立ち入る行為は、被害者の承諾が全くない場合はもちろんのこと、そのような違法目的を知らない被害者の承諾を得た上で立ち入った場合であっても、その承諾は「侵入」該当性を否定する効果を持たず、「侵入」に該当する旨の結論が維持されるべきこととなる。

また、学説上多数の支持を得ているものと目される理解に従って、住居等侵入罪の保護法益を、誰の立入りを認め、誰の立入りを認めないかの自由であると解する場合にも、「侵入」該当性如何にとり、まさに被害者が主観的にどのような者の立入りを認め、どのような者の立入りを認めない意思・考えであったかが決定的に重要ということになり、判例の結論を支持することになるのが、論理的帰結である。目の前にいる人が立ち入るということ自体については錯誤なく同意していた以上、「侵入」該当性を否定するべきである、という論理は必然性を持たない。実質論としても、たとえば監禁罪において理論上一般に、騙して立ち去る意思を生じさせなかった場合にも「監禁」を認めるのであれば、本罪においても、騙して立入りを拒否する意思を生じさせなかった場合にも「侵入」を認めるというのは、何ら特別な思考ではないし、不当な結論ではない。ここでも、犯罪論上「普通の」考え方を「普通に」適用することによって、正当な結論を得ることが、法解釈論として最も大切なことであるということができ、本研究は一貫して、そのような法解釈学の任務に忠実に、住居等侵入罪の研究を遂行し、以上に述べた成果を上げることができたものである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計3件)

①齊藤彰子「刑法130条の『看守』について」法政論集250号(2013)267-299頁、査読なし

②齊藤彰子「刑法130条により保護される行為客体——とくに『囲繞地』概念について」法政論集251号(2013)39-73頁、査読なし

③齊藤彰子「刑法130条の行為客体(「住居」、「邸宅」、「建造物」)に関する特殊問題:居住用建物の附属施設および『囲繞地』、『建造物』の『囲繞地』、屋根の上の空間、『囲繞地』の周囲の囲障設備」法政論集252号(2013)27-81頁、査読なし

〔学会発表〕(計1件)

①齊藤彰子「刑法130条の『看守』について」現行刑事法研究会(2013.4.20)早稲田大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

齊藤 彰子 (SAITO AKIKO)
名古屋大学・法学研究科・准教授
研究者番号: 70334745

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし